

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間 2019(平成 31)年 4 月 1 日～2023(平成 35)年 3 月 31 日（4 年間）

2 内 容

目標 1 育児休業諸制度の促進を図る

《対策》 2019(平成 31)年 4 月～

- ・男性教職員の育児休業及び休暇取得促進
- ・教職員に対する育児休業制度の周知と理解の徹底

目標 2 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

《対策》 2019(平成 31)年 4 月～

- ・2013(平成 25)年 6 月 1 日から実施している毎週水曜「ノー残業デー」の更なる促進
- ・年次有給休暇取得促進のための「年次有給休暇取得計画表」の作成と管理

目標 3 地域における子育て支援

《対策》 2019(平成 31)年 4 月～

- ・尚絅子育て研究センター、附属こども園 地域子育て支援室どんぐりルーム「ころころ」の活動促進

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

男女ともにすべての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

2. 目標と実施時期・取組内容

《目標》

管理職に占める女性管理職の割合を35%以上にする。

《実施時期・取組内容》

令和4年4月～

- ・研修の実施など教職員のキャリア支援を促進する。
- ・男女ともにその能力を十分に発揮できるような積極的な人事配置を行う。
- ・パート職員も含めた非正規職員の正規職員への登用機会を確保する。
- ・男女問わず育児休暇の取得を促進し、仕事と家庭の両立を図ることのできる職場環境を整える。

◆女性の活躍に関する情報の公表について◆

管理職に占める女性労働者の割合（令和4年1月1日現在） 29.6%